

総 発 第 29 号

2017 年 5 月 8 日

会員各位

一般社団法人 日本貿易会
専務理事 河津 司

【周知】北朝鮮産石炭の輸入禁止の徹底について

このほど、標記の件につきまして、経済産業省より、本会宛て、会員各位への周知依頼がありました。

つきましては、趣旨ご理解のうえ、関係資料をご査収くださいますようお願い申し上げます。

記

〔添付〕

1. 2017 年 5 月 2 日付経済産業省書信 「北朝鮮産石炭の輸入禁止の徹底について」

〔本件送付先〕

- ・ 担当窓口

一般社団法人 日本貿易会 総務グループ
Tel.03-3435-5952

以上

(一社) 日本貿易会 御中

北朝鮮産石炭の輸入禁止の徹底について (事務連絡)

平成 29 年 5 月 2 日
経済産業省
貿易管理課

平素より経済産業行政にご理解、ご協力を頂き、感謝申し上げます。

現在、我が国独自の対北朝鮮措置の一環として、北朝鮮との輸出入は、外国為替及び外国貿易法に基づき、全面的に禁止されております。

また、国連安保理決議第 2270 号及び第 2321 号に基づき、北朝鮮からの石炭の輸入は、核・弾道ミサイル計画等に関わる団体・個人等が関与しておらず、生計目的かつ核・弾道ミサイル計画等の財源と無関係であり、年間の取引上限の規制の範囲内である場合等を除き禁止されているところです。

北朝鮮産の石炭は、北朝鮮にとり主要な外貨獲得源になっているとされており、その収益は核、弾道ミサイル、その他の大量破壊兵器の開発等の資金源になっていると指摘されています。

これまで、北朝鮮からの貨物の輸入禁止措置に反し、第三国を經由して違法に輸入される事例が発生していることから、現下の緊迫した情勢及び我が国独自の対北朝鮮措置の趣旨にかんがみ、例えばロシアや中国など、北朝鮮産の石炭輸出の経由地になる可能性のある国からの輸入については、原産地証明書による確認をする等、原産国に特に留意して輸入を行うようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

経済産業省貿易経済協力局
貿易管理課
電話：03-3501-0538